

令和2年 第7回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年5月27日（金）午後4時2分～午後5時16分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 庁議室
- 3 出席者  
[委員]  
教育長 教育委員3名  
  
[事務局]  
教育部長 教育総務課長、学校教育課長 学校施設課長  
生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の概要 次のとおり
- 7 議決事項
  - ・令和2年度育英会奨学金貸与審査について
  - ・工事請負契約の変更契約の締結について（豊見城中学校特別教室棟建築工事）
  - ・教育委員の辞職の同意について
  - ・豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則等の一部を改正する規則について
  - ・豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則について
  - ・豊見城市非常勤指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則について
  - ・豊見城市教育相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則について
  - ・特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について
  - ・豊見城市教育委員会嘱託員規則を廃止する規則について
  - ・豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
  - ・豊見城市学校給食費徴収事務員に関する規程の一部を改正する訓令について
  - ・小学校指導書・教師用教科書購入契約について

8 教育長又は会議において必要と認める事項

第7回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>これより第7回定例教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に惣慶委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは1日といたします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>日程第3 教育長の業務報告であります。教育長業務報告(令和2年代7回定例教育委員会)という資料があります。これをごらんください。主なものを確認していきたいと思ひます。</p> <p>3月31日、第5回臨時教育委員会。荷川取委員へ感謝状贈呈式と合わせて、その日は退職者の辞令交付式を行っております。</p> <p>4月1日、とよみ児童クラブ開所式。とよみ児童クラブの入り口のほうになりますが、児童クラブの建築が終わり開所式となっております。たしか45名の学童を受け入れると聞いております。</p> <p>4月3日、伊良波中学校産業医、■■■■様来訪。これは、産業医を任命してまいりまして、その中で、学校の長時間労働の問題について、具体的な提案等、意見交換をしております。</p> <p>4月5日、2020年豊崎美らSUNビーチ海開きを行いました。ちょっと冷たい感じもしましたが、4月に入ってから海開きということで期待をしておりましたが、コロナ対策の関係で非常に寂しい状況になっているなど思っております。</p> <p>裏面をお願いします。4月8日、人材育成基金寄附金贈呈式。字翁長にある道心寺の住職さんのほうから人材育成に対して多額の寄附を受けております。</p> <p>4月23日、島尻市町村教育長会臨時意見交換会が行われました。コロナ対策に対する臨時休校問題とか、もろもろ、いろいろな形での話し合いをしております。</p> <p>5月12日、臨時校長会。この臨時校長会の内容については、コロナによって休校の開催をいつの時点でやるのかという議論をいたしました。予定どおり5月21日に登校日を設定、22日に入学式、そして25日から通常どおりという形になりました。</p>



	<p>ことということになっているところでございます。そのあたりの基準が、学業も優秀でないといけないのですが、困窮しているということも条件になっております。</p> <p>そこを踏まえまして3ページにお戻りいただけますでしょうか。県外に通っています■■■さんについては、今、1世帯当たりの額が名前の右横に■■■■円ということになっておりまして、基準を超過しているという形になっております。また一方、下のほうの■■■さん、県内専門学校、こちらも■■■■円。同じく100万円以上のため、基準から言う外れているということでもあります。また、加えて言いますと、今回コロナの影響があるということは、申請のときにはご相談の内容になかったということでもありますので、その辺を踏まえると、事務局側としては貸与しないという決定が妥当ではないかと考えているところでございます。これは新規のお二方です。</p> <p>あと、継続貸与分につきましては県外2名、県内5名、計7名に継続で貸与していくのが適当であろうと考えております。継続者についての資料については26ページから37ページに、各個人ごとの資料がついております。この審査の結果、貸与の継続が適当であろうと判断しています。新規貸与分については、今回基準に該当しておりませんので、貸与の決定はしないということと、継続貸与分については、継続して貸与していくということで進めていきたいと思っております。以上、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
教育長	課長、皆さんについての成績の説明も。
教育総務課長	成績についても7割に達していないということがありますので、一義的には基準を超過しているということがありますし、もし超過していなかったとしても、成績の基準は満たしていないという状況がございます。以上であります。
教育長	議案第17号 令和2年度育英会奨学金貸与審査についての説明がありました。これにつきましてご質問がありましたら、委員の皆さんは挙手でお願いしたいと思います。どうぞ、疑問点等を含めて構いませんので、質問等がありましたらよろしく申し上げます。
4番委員	確認ですけど、今の案件、2人とも対象にならないということですよ。条件を満たしていないという。
教育総務課長	はい、そうです。貸与しないということが適当であると考えております。
3番委員	ちょっと質問です。1人当たり100万円以上は対象外ということだけど、これまでは、どのぐらいまでを許容範囲としていたのですか。

教育総務課長	おおむねこの基準で行っています。ただ、場合によっては、過去の事例を全て見ているわけではございませんが、特殊な事情がある場合、私が入ってから1件です。やはり家庭の事情が急変したり、旧前の判断ではできないということで認定した例はありますが、ほぼそのラインを守って認定しているところです。
3番委員	今回、コロナとの関わりみたいなものは。
教育総務課長	聞き取りの中ではそういったご発言はないですし、ご職業から見ても、今は影響がない。お一方、県外の方は学校の先生をされておりますし、所得上も、もう一方はひとり親世帯でありますけれども、所得が一定程度あるということでそういうことになっております。
教育長	ほかに質問はありませんか。進めてよろしいですか。
教育総務課長	すみません、年度初めでありますので、奨学金の制度については何度かご説明をしております貸与の部分のお話しをしておりますが、生活保護世帯に関しては給付と、返還を要さない奨学金をしております。ただ、高等教育の無償化の動きとか、学生支援機構と支援策の充実、あとは政府も支援をしているということでもありますので、ここは全体的な見直しを、今年度は進めていきたいと考えています。一方においては、ニード化、挟み打ちしているものとして入学準備金、入学に当たって、支援機構の活用をするにしても、年度に入ってからしか支給がないという状態があると確認がとれています。今後、もしここを継続していくということになるのであれば、入学に当たって物足りない時期に、入学前にまとまった額をお貸しする、もしくは給付をするという方向を少し考えていく必要があるかなと思っています。年度末にも何件か、入学準備金の申請が出てきて、それを承認していただいたのですが、そういった方向も含めて考えていきたいと思っています。以上であります。
教育長	それではよろしいでしょうか。 議案第17号 令和2年度育英会奨学金貸与審査について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは異議なしということで、提案どおり決定いたします。
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	続いて、日程第5 議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結について(豊見城中学校特別教室等建築工事)であります。事務局より説明をお願いします。
学校施設課長	学校施設課長です。説明をさせていただきます。 それでは議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結についてであり

	<p>ます。これは、今現在行っている豊見城中学校の改築事業に伴っての特別教室棟の建築工事の工事請負の変更契約の内容となります。議案の提案理由としましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号の規定に基づき、本案を提出するものであります。</p> <p>資料の2ページをお願いします。工事名が豊見城中学校特別教室棟建築工事。施行箇所は豊見城市宜保地内。変更請負金額が11億6,363万5,000円。今回変更による増額金として2,894万1,000円の増額となります。請負業者は株式会社第一建設・光建設株式会社・有限会社大繁建設特定建設工事共同企業体。代表者、豊見城市字翁長756番地7。株式会社第一建設、代表取締役照屋正明であります。</p> <p>変更の詳しい内容につきましては3ページの工事設計変更理由書で説明させていただきます。変更内容が解体工事の追加となっております。この変更の理由としましては、建築に係る作業スペースが狭隘なため、隣接する既設校舎の一部を解体して工事を円滑に進めるものであります。解体工事に係る費用として2,193万4,000円。それに係る諸経費、消費税等で700万7,000円となっております。</p> <p>その裏のページに位置図の図面がついていると思うのですが、中央あたりにある、今回追加箇所のハッチされている部分です。これが、いわゆるB棟と呼んでいるのですが、B棟の校舎の半分の解体、取り壊しを行うものであります。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結についての説明がありました。質問がありましたら、挙手の上、お願いしたいと思います。</p>
4番委員	<p>額が非常に大きいので確認ですが、このB棟というのは、もともと解体の予定はしていなかった部分なのですか。</p>
学校施設課長	<p>将来的には全部解体しますので、将来的には解体する予定のものだったのですが、しばらくは学校のほうが使いたいということだったので、残したまま、ぎりぎりなのですが、特別教室棟の建設工事は可能だろうという判断でやったのですが、やはり工事を請け負った業者さんが、ちょっと作業スペースが狭すぎて、工事の進捗に支障を来すおそれがあると。要するに工事の期間が延びるおそれがあるというお話がありまして、それで学校側と相談して、半分だけでも先に壊すことはできないかということで相談して、ようやく理解が得られたので、変更契約で半分を壊したということになります。</p>

4番委員	もともと予算の中には入っていなかったのですか。当初の予算の中には入っていないで、そのまま使う予定だったということなんですね、この校舎は。
学校施設課長	そうですね。
4番委員	わかりました。
学校施設課長	しばらくは使う予定だったのですが、作業スペースが狭いということで。
4番委員	でも結局なくなってしまうんですね。
学校施設課長	そうですね。もう既に。
4番委員	もう壊していますか。
学校施設課長	壊しました。
4番委員	そうなんですね。失礼しました。すごい額なので、途中でこういうことができるのかなど。素人ですみません。ありがとうございました。
教育長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。 それでは議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結について（豊見城中学校特別教室棟建築工事）、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。 続いて、日程第6 同意案第31号 教育委員の辞職の同意についてであります。2番委員、3分だけ席を外してもらいまして。
	（2番委員一時退席）
教育長	それでは同意案について説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課から説明させていただきます。 同意案第31号 教育委員の辞職の同意についてということでございます。教育委員会惣慶貴子委員から、6月いっぱい辞職をしたい旨の願いが出されております。これを市長に出されまして、その後、教育委員会で同意の必要がありますので、今回同意案の提案ということになっております。ご審議をよろしくをお願いします。
教育長	本人の意向につきましては、今会議が終わった段階で、もう一度説明はさせたいと思いますが、詳しい内容については、会議録等が残りますのでそこは省略させていただきます。 それでは同意案第31号 教育委員の辞職の同意について、提案どおり同意したいと思います。よろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。



	<p>それでは、提案どおり同意ということで進めさせていただきます。</p>
	<p>(2番委員復席)</p>
教育長	<p>日程第7から日程第16については、地行法第25条3項の定めに従いまして、教育委員会会則で定めた事項について、私が臨時代理を行いまして、処理をした事項になります。ということになりますので、ご理解を願いたいと思います。これについては、当然、地行法第25条に基づきまして、委員の承認が必要な事項になりますので、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは日程第7 承認第2号 豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則等の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課から説明をさせていただきます。</p> <p>承認第2号につきましては、豊見城市の教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則等の一部を改正するものとなっているものでございます。</p> <p>3ページをおあけいただけますでしょうか。この内容につきましては、本来の内容といたしまして、今年度、令和2年度、新年度組織機構改革といたしまして、私の教育総務課が新設になっております。また、従前は文化課のほうにぶら下がってございました図書館が、生涯学習振興課にぶら下がる中身に変更になるという変更が、組織機構上ございました。そこを中心に規定が改正されているということでございます。この規則は2つ変えています。1つは、第1条の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正。その規則の改正です。次に、議案の最後、6ページのほうに第2条があるのですが、これは、委員会の職員安全衛生管理規則という規則、この2つを1つの規則で変えているというものになっております。</p> <p>3ページに戻っていただきまして、第1条でございますが、先ほどありましたように、教育部内に各課の表がございます。そこに教育総務課が加わっております、そこに総務班と教育ICT班が置かれているということが見られるかと思えます。下りていただきますと、生涯学習振興課のほうに、生涯学習振興班、社会体育班、これは従前よりありましたが、新たに図書館班が生涯学習振興課の班に加わっているということになります。したがって、下の文化課のほうは文化班、図書館班とあったものが、文化班の1班ということになっているものでございます。それから、学校教育課、教育総務課の分掌がえに伴いまして第6条、第8条については課長名が変わっているということでもあります。</p>

	<p>第10条の表ですが、この部分は、先ほどありましたように、一番下の中央図書館が文化課から生涯学習振興課に所管が変わりましたので、その分の別表の改正ということになっております。下のほうの別表がずらずらと5ページまで続くわけですが、おおむね事務分掌の「て・に・お・は」を訂正したり、若干、学校教育課と教育総務課の事務分掌を分けたということで、別表が改正になっているというところでございます。</p> <p>6ページをおあげください。6ページにつきましての職員安全衛生管理規則の改正については、職員の安全衛生、先ほどの産業医の件だったり、そういったことについては学校教育課から教育総務課に所管が移りましたので、学校教育課長から教育総務課長に移ったということと、課名がこれに変更ということに伴うものでございます。いずれにしても、組織機構の改革に伴って必要な体制を行っていくということでございます。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま承認第2号 豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則について説明がありました。質問がありましたら、委員の皆さんは挙手をお願いしたいと思います。</p>
4番委員	<p>改正されたということで理解いたしました。昨年、一昨年まで教育委員に籍を置かせていただいた者として、現在の構成のメンバーがどこかにあったかと思いますが、各課の人数があったかと思うのですが、4ページ、学校教育課の仕事の内容の中で、教育指導班の担う範囲が(14)、(15)、(16)、(17)、(18)かと思っておりますが、この仕事の内容と、今現在、指導班に配置されている人数というのは適正であるというお考えかなというところ。すみません、ここで言っているものかどうかはわかりませんが。</p>
教育長	<p>宮城先生指摘のとおりであります。実際には、他市に比べてうちの教育委員会は、約10名ほど職員が少ないというのが現状です。そういう中で努力はしているのですが、なかなか増えていかない部分もあります。そういうことありますから、今後とも粘り強く、職員の増については取り組んでいきたいと思っております。</p>
4番委員	<p>具体的にお話しをさせていただくと、特別支援教育というのが、かなり仕事の内容が多くて、今現在だと指導主事1人で、それを全部賄っている。特別支援コーディネーターが配置されていると、また話が違ふと思うのですが、ただ3年前までは、事務方という表現はちょっとふさわしくないかと思いますが、役所の職員で担当している分掌がかなりあったんですね。それが全て指導主事の担当に回ってきてしまっていて、本当に、仕事の内容と、勤務時間内でできる業務内容を考えると、とんで</p>

	<p>もない量です。それは、関わった者として切実なところなので、大変申しわけありません。やはりここで一言お伝えしたほうがいいのかなど思いましたので、実際にいませんよ。継続して、特別支援教育の中身を把握していくということにおいては、臨時であるところの指導主事と、臨時であるところの1人かなと思っているところなので、これに関してはきちんと把握する存在が、1人はぜひいるとありがたいかなと思っています。大変申しわけありません。</p>
教育長	<p>いやいや、伸子委員、大変ありがとうございます。そのとおりです。私もそのとおりだと思っています。今後とも、書類の対応を含めて努力していきたいと考えています。実際このように見られた部分欠員状態で、指導主事の先生が頑張っている状況なので、今後とも努力させていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
4番委員	<p>よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>それでは進めてよろしいですか。ほかに何か質問はありますか。進めたいと思います。</p> <p>承認第2号について、豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則等の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、日程第8 承認第3号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課の宮里です。よろしくお願いします。</p> <p>豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則でございます。この改正は、豊見城市の会計年度任用職員の任期等に関する規定が整備されたことに伴い、所要の改正が必要になったものでございます。</p> <p>具体的に説明申し上げます。最後の4ページをごらんください。新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後でございます。基本的には、豊見城市会計年度任用職員に変更になりましたので、その前に非常勤、特別職員だった社会教育指導員に関しまして、会計年度任用職員に変更になりましたので、それに伴っての規則の改正になります。それに準じておりますので、サービスとか任期についても、改正後のように変更しております。以上、よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>それでは、ただいまの承認第3号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありま</p>

	<p>したら挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>制度的には、この4月から会計年度任用職員制度が導入されて、全臨時職員が会計年度任用職員として配置される状況になりました。ですから、全会計年度任用職員は7時間…、これは、社会教育指導員は何時間になりますか。7時間ですか。</p>
生涯学習振興課長	パートですね。
教育長	パートでの位置づけということは、短いわけですね。4時間か5時間程度になるということですね。
生涯学習振興課長	ええ、そうです。パートタイムなので。
教育長	<p>行政全体の中で会計年度任用職員は7時間で調整しているので、その範囲内でやっているということになりますね。</p> <p>質問がありましたらどうぞ。</p>
2番委員	今のお話からすると、社会教育指導員の皆さんは、以前は週3ぐらいだったかと思うのですが、現在は、この制度になってからは毎日いらっしゃるのでしょうか。
生涯学習振興課長	以前は週30時間以内でやっていました。現在は、1日7時間ということで3名の指導員の皆さんに頑張ってもらっています。
2番委員	毎日出勤ですよ。
生涯学習振興課長	すみません、出勤は週に3回程度です。
教育総務課長	これってフルタイムでやっているわけではないんですか。
教育部長	要するに、今、社会教育指導員は3名いらっしゃって、3名が曜日別に出てくるわけね。1人は、それぞれ週に3回しか出勤をしない。で、1日あたりは7時間ということは、1人あたり週21時間しかいらっしゃらない。前は週30時間。
生涯学習振興課長	になります。
教育部長	教育長、すみません、ちょっと待ってください。確認しましょうね。
教育長	休憩します。
	<p>休 憩 (16時37分)</p> <p>再 開 (16時40分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>承認第3号を飛ばして、日程第9 承認第4号 豊見城市非常勤指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	承認第4号 豊見城市非常勤指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則ですけれども、改正の概要につきましては、先ほどと同じ地方公務員法及び地方自治法の一部改正がありまして、会計年度任用職員

	<p>の任用に関する規定が整備されたことに伴って、所要の改正が必要になったということになっております。</p> <p>この規則の一部改正の内容につきましては4ページをごらんください。新旧対照表になっておりますけれども、右側が改正前、左側が改正後となっております。改正につきましては、任期、報酬及び費用弁償、勤務時間の3項目が変更になっております。任期につきましては、改正前は1年とするという文言があったところを、任用の日から同日の属する会計年度の末日までという内容の変更となっております。報酬及び費用弁償につきましては、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例によるという文言が、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によるということに変更になっております。勤務時間につきましては、常勤職員の4分の3を超えない範囲とするということから、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲で教育委員会が別に定めるという内容に変更を行っております。以上です。</p>
教育長	<p>具体的には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例というのがあって、その条例の中でそれぞれの項目、その内容がぶら下がっているという構造になっています。</p> <p>ただいまの承認第4号につきまして、質問がありましたら、委員の皆さん、挙手でお願いしたいと思います。</p>
3番委員	<p>教えてほしいんですが、指導主事は現に何名いるのですか。</p>
学校教育課長	<p>今は3名。</p>
3番委員	<p>ちなみに職員2人と…。</p>
学校教育課長	<p>県職が2人と、会計年度任用職員が1人の合計3名になっています。</p>
3番委員	<p>先ほどから言っているように、人数が少ないのではないかと思いますけれども、これについても検討をしてみてください。</p>
教育総務課長	<p>この件につきましては、先ほど4番委員からも質問があったところがあります。具体的なお話を申し上げますと、去年とは会計年度任用職員をもうお一方増やして対応したいということで要望を上げて協議を諮ってまいりましたが、実現がかなっておりません。本来であるならば、県費派遣の指導主事を3名体制にしたいという思いは常々持っているところでございます。いかんせん、その費用に係る部分はこちらが負担することになりますので、このところが財政や人事課と協議が整っていない。去年はそういう意味で会計年度任用職員も、もうお一方増やして、業務の負担軽減を含めながら、教育の充実を図りたいという思いを持って取り組んできたところがあります。今年度も、学校教育課長とも協議をしながら、教育委員会全体としても含めて、充実が図れるような取り</p>

	組みをしていきたいと考えているところであります。いずれにしても、ご指摘のとおり人数が足りないという状況があるという認識を持っておりますので、そこも踏まえて取り組んでいきたいと考えております。
教育長	わかりました。 ほかに質問はありますか。進めてよろしいですか。 それでは承認第4号 豊見城市非常勤指導主事の設置に関する規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは戻りまして、承認第3号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則について、再度説明をお願いします。
生涯学習振興課長	すみません、確認しました。先ほどの答えは、確認したところ、週3日の6時間勤務と。
教育総務課総務班長	はい。今確認したら、今年度は。
教育部長	じゃあ前は、週30時間もなかったんじゃないですか。
教育総務課総務班長	前回は、非常勤で特別職という扱いでちょっと…。学校教育課で管理はしていない。社会保険とかそういったものに入っていないくて、確認していないくて。
4番委員	週に3日の6時間ということは1日2時間。
教育部長	1日6時間の3日。
教育長	ほかに質問はありますか。進めてよろしいですか。 それでは承認第3号 豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 日程第10 承認第5号 豊見城市教育相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	承認第5号 豊見城市教育相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則についてですけれども、これも先ほどと同じ会計年度任用職員の任用に関する規定が成立されたことに伴って、所要の改正を行ったところでございます。 改正内容につきましては、4ページの新旧対照表をごらんください。改正内容につきましては、同じく任期、報酬及び費用弁償、勤務時間の改正となっております。内容につきましても、先ほどの指導主事のものと同じ内容となっております。よろしくお願ひいたします。

教育長	<p>ただいま承認第5号 豊見城市教育相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。進めてよろしいですか。</p> <p>それでは承認第5号 豊見城市教育相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。提案どおり決定いたします。</p> <p>日程第11 承認第6号 特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>こちらは、公民館長の職種につきましての改正でございます。これまでは、採用形態につきましては、公民館長については非常勤特別職でございましたけれども、任期つき職員として採用して、その勤務時間等に関する規則について、改正をする内容でございます。</p> <p>議案の4ページ、新旧対照表をごらんください。左側が改正後になります。この表の中段、黒い枠でございます。公民館に勤務する職員の公民館長につきまして、特殊ということで、右側のほうに早出、遅出と時間を設けてございます。これにつきましては、夜の時間帯に公民館を利用するサークルの皆さんという部分がございますので、その対応をするためにこういう時間の割り振りになっているところでございます。よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>それでは承認第6号 特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、質問がありましたら、委員の皆さんは挙手でお願いしたいと思います。</p>
4番委員	<p>これは公民館長に限ってということですか。それともそこで働く職員もということですか。</p>
教育部長	<p>これについては、一応公民館館長についての規定でありまして、当然業務が継続、職員が必要というところ、これは生涯学習班というところがあるのですが、必要があれば課長の命令で時間外になるということになっています。</p>
4番委員	<p>始業、終業の変更があるということで。</p>
教育部長	<p>そうですね。館長は特にサークルとか、そういった団体の長もやっておりますので、そういうところでは夜の出勤が必要な場合があるということでございます。</p>
教育総務課長	<p>制度的な補足の説明をしたほうがわかりいいかなと思っていますの</p>

	<p>で、少し補足だけさせていただきます。</p> <p>今回、公民館長の件と申し上げたところでありますけれども、去年度までは、公民館は非常勤の特別職員でありました。今回、任期付きの正規の職員になりましたので、これは前回の委員会でもご説明したとおり、正規の職員というのは公務員、地公法、その他の法令の規定では、いわば月曜日から金曜日の決まった時間に出てきて、決まった時間に帰るという基本原則になっています。今回、この規則は特別の形態、市長部局で言うと消防団がまさに最たるものですが、三交代でぐるぐる回ってくると、通常とは決まった勤務ではないパターンのものであります。これは今回、図書館についても公民館についてもこのような勤務がありますので、その時間で終わらないものですから、番を組まないといけないという中でこの規則がありまして、その中で、館長が職員になったことに伴って、特段の取り扱いが必要ということで、この内容が加わっています。当然、その他の職員についても、上のほうで生涯学習振興課に勤務する職員については、月曜日から金曜日まで午前8時半から午後5時15分までですけれども、休憩時間については幅を持たせているということになります。また、公民館に勤務する職員という定義が少し難しいところでありますけれども、生涯学習振興課に配置されている職員についても、場合によってはこういった勤務形態もあり得ると。これは、本来の勤務形態の例外として定めていると理解をしていただけたらと思っております。</p>
4番委員	ありがとうございました。
教育長	<p>進めてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは承認第6号 特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、提案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第12 承認第7号 豊見城市教育委員会嘱託員規則を廃止する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課より説明させていただきます。</p> <p>この嘱託員規則を廃止する規則でございます。名前のとおりになります。内容について、どのような規則を廃止するかということについては4ページ、5ページをおあけください。かねてより、先ほど説明しましたように、去年度まではフルタイムで働く臨時職員と4分の3を超えない範囲内で働く嘱託職員があったとお話しをしております。その部分の、</p>



	<p>教育委員会の嘱託員に係る分の規則を、今回会計年度任用職員になったことに伴って廃止する必要があったためとなっています。ちなみに5ページの別表に一覧に掲げるものが重立った内容になっております。例えば、先ほどの議案との関わりで言えば承認案件で関わりますのは12番公民館長と13番図書館長。これは嘱託員でありましたので、勤務時間については、その中で割り振るといって決める必要がありませんでしたが、今回任期つきに変わりましたので、この内容に伴って、先ほど承認いただいた議案の特殊時間勤務時間外を定める必要があったので、定めると。今回は、嘱託員ではなくなりましたので全体を廃止するという議案であります。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま承認第7号 豊見城市教育委員会嘱託員規則を廃止する規則についての説明がありました。この内容につきまして、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>進めてよろしいですか。</p> <p>それでは承認第7号 豊見城市教育委員会嘱託員規則を廃止する規則について、提案どおり承認したいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第13 承認第8号 豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この承認第8号につきましては、3ページをおあけいただけますでしょうか。この教育委員会事務決裁規程というのは、職員がどこまでの承認を得るか、決裁を得るかというところを定めている規程であります。その中で、1つが、一部を次のように改正するの次の行を見ていただくとわかるのですが、別表第1、この別表第1というのは、この表がズーッとあるのですが、幾ら以上は誰々の決裁を得なさい。課長の決裁でいいです、部長の決裁でいいです、教育長までもらいますというものがつらつらと区分ごとに出てきているところではありますが、その中で、部長の決裁欄で嘱託員、臨時職員という言葉があるものを、臨時職員と会計年度任用職員に改めるのと、嘱託員指導主事を削ったり、学校教育課長を教育総務課長に定めたりということでもあります。またそれ以外の同表支出負担行為の項ということで、つらつらと変えているところではありますが、これは臨時職員、嘱託職員の整備に伴って、賃金というほうが支出科目にありました。そこがなくなりましたので、それに伴って賃金のほうがなくなった。これはどこでわかるかというと、13ページをおあ</p>

	<p>けいただけますか。13ページの横になっている表ですが、右側の一番下を見てください。賃金と入っているのがわかるかと思います。これは、臨時嘱託職員の賃金職員と言われている職員だったのですが、その支出科目が、この制度がなくなったことに伴って要らなくなりましたので、そこが、左側を見ていただくと7報償費ということで、次の項目が上がってきていることがわかるかと思います。そういったものの改正ということで、大層なことになっておりますが、内容としてはそのような内容ということでございます。</p> <p>次に5ページをあけていただけますでしょうか。先ほど、組織機構改革で学校教育課が教育総務課と学校教育課に分かれているということでしたが、ここの5ページのところ、決裁規程のところの部分、課ごとに決裁事項が規程されておまして、そこを分ける必要がありましたので、5ページ以下にそこを分けているということでございます。改正内容は以上であります。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明につきましては、質問がありましたら、委員の皆さんは挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>進めてよろしいですか。</p> <p>それでは承認第8号 豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第14 承認第9号 豊見城市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>引き続き私のほうで説明させていただきたいと思っています。</p> <p>議案については、まず4ページをおあげいただけますでしょうか。この訓令、改正、公印規程等の一部を改正する訓令につきましては、3条からなっております。どういったことをやっているかということ、まず第1条、公印規程、これは教育委員会の印鑑に関する、公印の印鑑に関する規程であります。それを改正しております。下りていきまして第2条、これは教職員の業務改善検討委員会設置規程の一部改正。あと、下のほうの第3条は、市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部改正ということで、3つの訓令をまとめて改正するということになっております。これは、まとめてあるのは組織機構の改革に伴って、所管があったとか、そういう誰が印鑑を保管するかということの規程をまと</p>

	<p>めて変える必要がありましたので、それを変えていく。第1条については、教育総務課ができたことで、印鑑の管理が教育総務課に係るものについては、一気に変わっているという内容です。一応、教職員の業務改善検討委員会については、学校教育課と教育総務課が分かれたことで、構成メンバー等がしっかり動いておりますので、この辺に関する改正、第3条については、教職員評価システムの苦情対応については、教育総務課が所管します。それに伴っての改正ということになっているところでございます。いずれにしましても、3月から4月にかけての組織機構改革に伴って、必要な改正があったということでまとめて変えているということになっているところでございます。</p> <p>具体的な内容については、3ページに戻っていただくと、例えば公印規程という、これは別表で、印鑑はどんな印鑑がある、誰が管理しているということを規定しているところでありまして、右側が、学校教育課長だったものが教育総務課の所管に係るものについて変えてあります。その他の規程のものについては、5ページ以降が改正内容となります。順番が前後しておりますが、改正内容になっております。詳細は、説明を割愛させていただきたいと思っております。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま豊見城市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令についての説明がありました。委員の皆さんは、質疑がありましたら挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>進めてよろしいですか。</p> <p>それでは承認第9号 豊見城市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第15 承認第10号 豊見城市学校給食費徴収事務員に関する規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>承認第10号 豊見城市学校給食費徴収事務員に関する規程の一部を改正する訓令となっております。新旧対照表で説明いたしますので、6ページ、7ページをごらんください。改正と条項の削除が幾つかありますので、説明していききたいと思います。勤務日数等、報酬につきましては、文言変更がありましたのでごらんください。改正前、勤務時間は1日につき4時間以内とする。ただし、児童生徒数等学校の規模に勘案して、勤務時間を1日5時間以内とすることができる。第2項、前項の規定に</p>

	<p>かかわらず、勤務日数等は、週25時間以内、1日8時間以内で調整することができるという文言から、勤務日数等につきましては、勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲で教育委員会が別に定めるという内容に改正しております。第4条の報酬につきましては、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する規則に定める報酬の額以内の額を限度額として支給するものとするというものを、報酬、費用弁償の額及び支給方法は、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によるという内容に改正しております。改正前の第5条報酬の減額、第6条報酬の支給日等、第8条退職、第9条履歴書等の提出、第10条損害賠償につきましては削除となっております。削除になったものの影響により、第7条の徴収事務員証が第5条に繰り上がりまして、第11条の事故報告が第6条に繰り上がりしております。あと、第6条、第11条にある事故報告等の様式の号数も変更となっております。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま豊見城市学校給食徴収事務員に関する規程の一部を改正する訓令についての説明がありましたが、委員の皆さん、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。</p>
3番委員	<p>徴収事務員の仕事を教えてください。</p>
学校教育課長	<p>各小中学校に1人ずつ配置しております学校給食費の徴収事務員ですが、毎月のお支払いに関する事務だとかた収納事務、あとは今回、コロナ対策等で3月、お休み、5日やったものですから、その還付作業の資料作成だとか、納め忘れの方々に対しての電話での催促等、業務を担っていただいております。</p>
3番委員	<p>学校給食費は、金融系引き落としということはやっていないのですか。</p>
学校教育課長	<p>金融機関の引き落としもありますし、児童手当からの充当もしておりますし、また学校へ現金を持ってくる方もいらっしゃる聞いております。8割ぐらいが銀行引き落としという実績があるということ聞いています。</p>
3番委員	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p>進めてよろしいですか。 それでは承認第10号 豊見城市学校給食徴収事務員に関する規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 続いて、日程第16 承認第11号 小学校指導書・教師用教科書購入契</p>

	約についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	<p>承認第11号 小学校指導書・教師用教科書購入契約について、ご説明いたします。</p> <p>資料の2ページをごらんください。内容についてご説明いたします。小学校指導書・教師用教科書購入契約につきましては、今年の2月頃にクラス数の予定数を確認した上で、各学校に照会をして、必要冊数を学校から求めております。その冊数が右の3ページの表になっております。上田小学校からゆたか小学校、とよむ適応指導教室、個々の学校で合計5,329冊、金額にいたしまして2,107万2,765円の契約となっておりますので、その内容を報告といたします。契約方法につきましては随意契約となっております。契約の相手方は、沖縄県那覇市港町4丁目6番4号にあります沖縄県教科書供給株式会社、代表取締役仲村広司様と契約を締結している内容となっております。</p>
教育長	<p>ただいま提案のありました日程第16 承認第11号 小学校指導書・教師用教科書購入契約についてであります。質問がありましたら、挙手でお願ひしたいと思います。どうぞ、疑問点等がありましたら確認もいきたいと思います。</p>
4番委員	<p>確認といえますか、とよむ適応指導教室のほうにも、きちんと指導書・教科書を配布ということ。</p>
教育総務課長	<p>今回、この議案についてですけれども、こんな議案を教育委員会で審議しているのかということになっております。これは、市町村が物品を買ったりする場合に、一定額を超える場合、この場合2,000万円を超えている場合については、議会の議決が必要になってきます。そのために、議会に上げるに際して、やはり今回の専決、教育長のほうで臨時代理しているのですが、本来、上げるときにこういった議案ですから、額を超えるものについては、議案として上げる必要があるもので、今回、教科書についてはこの額を超えておりますので、対象となっているというご理解をいただけたらと思います。</p> <p>先ほど部長からもありましたように、指導書については、本来は全教科全職員分、必要な配布したいという思いはありますが、実際は使用頻度が高かったり低かったりすることがありますので、学年で1セットであったり、必要なものについては1人1冊という形で、メリハリをつけながら予算の範囲内で購入していこうということになっております。できるだけ先生方の利便性が上がるような形で努力をしておりますが、後々財政的な制約もありますので、もうちょっとバランスを見ながらとご理解いただけたらと思います。</p>

教育長	ただいまの小学校指導書・教師用教科書購入の件について説明がありましたが、その点について質疑がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いしたいと思います。確認等がありましたら、それでも構わないのでどうぞ。
3番委員	この指導書・教師用教科書は毎年買わないんですか。
教育総務課長	前任でありますので。教科書改訂のタイミングに合わせて変えていくということになる。今回、小学校に係る部分教科が変わりますので、その分の購入ということになっています。当然、先生方の分についても、本当は無償化でいただきたいのですが、これも児童生徒以外は有償で買わないといけないので先生方分の教科書と、指導書という形のものになります。
教育長	進めてよろしいでしょうか。 それでは承認第11号 小学校指導書・教師用教科書購入契約について、提案どおり決定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 それでは、今日の議事日程は全て終わっております。事務局より説明がありましたら、説明をお願いします。
教育総務課総務班長	事務局から、次回の定例教育委員会の開催について、ご提案させていただきたいと思います。 6月が議会の開催月になっておりまして、今のところ委員会の日程が決まっていないのですが、当初案としまして、6月29日月曜日の13時30分からということでご提案をさせていただきたいと思います。日程のほうはいかがでしょうか。
4番委員	時間は13時半でしたか。
教育総務課総務班長	はい。当初案としましては13時30分からということで、ご提案をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育総務課総務班長	次回、6月29日月曜日の13時30分からということで、対応させていただきたいと思います。
教育総務課長	今回、現時点ではという理由をつけているのは、今回、6月定例会が若干、9日からの開会になっていて、日程が少し後ろのほうにずれこんでおります。本来なら、もうちょっと早目に教育委員会を開くべきでありますけれども、現時点では前の週に一般質問が多分入ってくるだろうと見込んでいますので、今回この日程になっていると。その翌日が閉会で、その間を見ながらやっていくので、それで場合によっては少し動い

	たりするかもしれない。議会日程については、議会が定めますので、始まる日は市長が指定をして、いついつから開きますと告示できるのですが、それ以降の日程、閉会までは議会の権能になっていますので、場合によっては流動的に動く可能性があるということをご留意いただけたらと思います。
3番委員	教育委員会の定例会も動く可能性があるかと。
教育総務課長	この日程で、何か教育長が出ないといけないとか、そういった案件が出てくる可能性はないとも言えない。ほぼないと思っていますけれども、この閉会日が動いたりすると、前に倒れてきたりすると少し…、慣例から言うとなんかと思っ間に入れておりますが、少し動きが出てくる可能性があれば、近づいてきて、そろそろ日程が決まってくるので、その時点で確定をしていくということをご理解いただけたらと思います。
教育長	一応閉めます。 以上をもちまして、第7回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 惣慶 貴子

